市内事業者のみなさま

堺市 SAKAI CITY

脱炭素先行地域 大阪府堺市

その屋根、まだ空いたままですか？

発電でもっと資産活用！

「余って売るほど」、たくさん発電してください！



堺市では、
太陽光発電設備の導入を
最大 **1/2** 補助します

余剰電力活用型太陽光発電設備整備事業

太陽光発電が選ばれる理由

電気料金を削減

発電した電気を自社で使い、**電気代高騰の対策に**

売電による収益化

使い切れない電気は売電し、市有施設で有効活用
地域貢献もできる！

企業価値の向上

脱炭素経営やESGへの取組として、**取引先や金融機関へPR**

災害時の備え

停電時の電力確保として、事業継続力向上にも貢献

募集概要

募集対象	堺市内に所在する建物（住宅除く。）に太陽光発電設備を設置する事業者及び需要家（需要家は従業員数2,000名以下の企業が対象）
補助率	**1/4～1/2** （総発電量に占める余剰電力量の割合による）

一般的な導入では「自家消費できる量」に容量を抑えるケースが多くあります

本事業では、
屋根いっぱいの設置を推奨！

脱炭素と経済性の両立を図る ＋
余剰電力を地域内で活用し、地域貢献

＜申請受付期間（2か年度枠）＞
令和8年6月4日～令和9年2月26日(先着順)

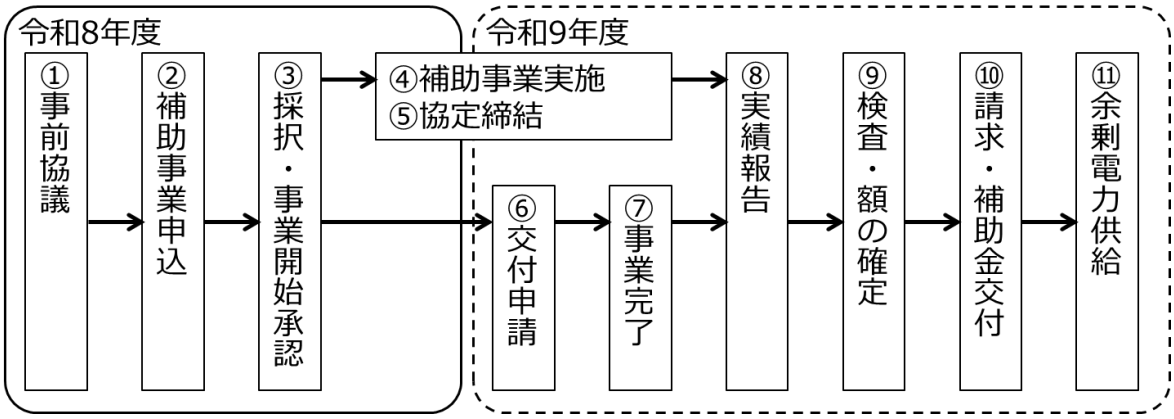
※裏面もご確認ください

募集要項など詳しくはこちら
堺市　エネルギー地産地消

本事業は国から脱炭素先行地域として採択を受けた**「堺エネルギー地産地消プロジェクト」**の取組です。

お問合せ先
〒590-0078　堺市堺区南瓦町3番1号
堺市 環境局 カーボンニュートラル推進部
脱炭素先行地域推進室
TEL：072-340-2095
E-mail：kanene@city.sakai.lg.jp

事業の流れ



ステップ	説　明
①事前協議	本事業への申請前に市と事業計画等について協議を行ってください。 （事業内容、補助要件等の確認）
②補助事業申請 （令和9年２月26日まで）	事業者が市に補助事業の申込を行います。
③採択・事業開始承認	市が申込内容を審査し、採択された場合は、事業開始承認通知書を送付します。
④補助事業実施	事業の開始承認後、補助事業者が太陽光発電設備の設置工事を行います。
⑤協定締結	補助事業者等と市が地域脱炭素の推進に関する協定を締結します。
⑥交付申請・交付決定 （令和9年4月以降）	開始が承認されている事業について、事業者が市に補助金の交付を申請します。 市が申請内容を審査し、補助金の交付決定を行います。
⑦事業完了 （令和10年1月31日まで）	導入した全ての補助対象設備の引き渡し及び検収を完了し、補助事業者から施工業者などに対する補助対象経費の全ての支払いを完了します。
⑧実績報告 （事業完了後30日以内）	補助事業の完了後、補助事業者が補助事業の実績報告を行います。
⑨検査・額の確定	市が書類・実地検査を行い、補助金の額を確定します。
⑩請求・補助金交付	補助事業者が補助金の支払請求を行い、市が補助金を交付します。

※上記は「2か年度事業枠」のものになります。令和8年度募集では、**小規模など工期が１年以内の設置について「単年度事業枠」(令和８年11月30日受付〆切）も設けています**ので、詳しくは募集要項をご確認ください。

⚠ 留意事項

- 補助金の交付を受けるには、応募要件以外にも要件がありますので、**必ず募集要項をご確認ください**。
- 本事業への参画に要する費用は全て事業者の負担とします。
- 事前協議中や事業開始申請後に、交付要件を満たさない等により、本事業に参画できなくなった場合でも市は一切の責任を負いません。

お問合せ先
〒590-0078　堺市堺区南瓦町3番1号
堺市 環境局 カーボンニュートラル推進部
脱炭素先行地域推進室
TEL：072-340-2095
E-mail：kanene@city.sakai.lg.jp